

## 京都成章高等学校 いじめ防止基本方針

### 1. 基本理念

いじめは人権、人の尊厳を侵害するのみならず、生徒の教育を受ける権利を侵害し、心身の健全な成長と人格の形成に重大な影響を与え、また生命、身体に危険をも生じさせるものである。したがっていじめの被害者を出すことのないよう、また他人の人権の侵害や身体、生命に対する危険性を与える加害者が出ないように、日常的かつ多角的な未然防止または早期発見の観点が必要である。

本校は、本校に通うすべての生徒がいじめの被害者、加害者、傍観者のいずれにもならず、明るく、健やかな学校生活を送る中で、人権感覚に優れ、心の通う対人関係を構築できる、他者に優しい、心豊かな人格を形成していくことを目的に、いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、ここに「京都成章高等学校いじめ防止基本方針」を策定する。

### 2. いじめ防止のための組織

#### (1) 名称

いじめ防止対策委員会

#### (2) 構成員

校長、副校長、教頭、生徒指導部長、学年部長、担任教員、養護教諭、スクールカウンセラー

#### (3) 目的

- ・いじめ防止基本方針の策定及び見直し
- ・いじめの未然防止
- ・早期発見のための取り組みおよび発生時の対処

### 3. いじめの未然防止のための取り組み

#### (1) 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、生徒一人ひとりに人権を尊重する精神が養われていることが大切であり、また他者の傷みや感情を共感し得る繊細かつ豊かな感受性を育むことが重要である。

#### (2) いじめを許さない学校及びクラスづくり

学校生活の中で、生活、進路、人間形成等の基本はホームルームでの担任からの教育である。日々のホームルーム活動において、他者理解、自己肯定感が育まれる教育を徹底し、いじめを許さない雰囲気をクラスにつくりあげていく。

#### (3) 具体的な指導を心がける

何がいじめになるのか、どんな行為や言動が他人を傷つけるのか等、抽象的な教育・指導ではなく、具体的な例示を用いながら教育し、個別的な事案を防ぐ。

#### (4) 人権学習会

全学年に対して、人権について考えるための集会を実施する。

#### (5) いじめに関係したテーマで外部講師を招いての講演の実施

専門家から、本校外で生じているいじめの事例や実態などを聞き、いじめについてより理解を深めさせる。

#### (6) インターネット上のいじめについて

- ・情報モラルについての教育を強化する。
- ・本人の許可無く、個人の情報（画像を含む）を公開したり、流布させる行為を禁止する。
- ・特定の個人・団体等を誹謗・中傷するような情報を公開したり、流布させる行為を禁止する。

### 4. いじめの早期発見のための取り組み

#### (1) 相談しやすい体制

- ・担任、保健室の養護教諭、スクールカウンセラー。
- ・被害生徒のみならず、周囲でいじめを察知した生徒も速やかに相談・報告に行くように指導を徹底。

#### (2) いじめに関するアンケートの実施

年間2回

#### (3) 保護者との連携

学校、クラスでの様子が変わった、生徒に気になる様子が見られる等があれば、保護者に連絡し、速やかな対応を図る。

### 5. いじめに対する取り組み

#### (1) 基本的な考え方

いじめの発見、通報を受けた場合は、特定の教員によって対応するのではなく、校長を中心に「いじめ防止対策委員会」で協議し、速やかな対応をとるものとする。

いじめの発見に際しての対応としては、

- ・いじめの事実の有無の確認
- ・被害生徒の心のケアと学校生活の安全確保
- ・加害生徒の行為がいじめであることを加害生徒自身が自覚・認識することを重視する。

#### (2) いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ・いじめの発見・通報を受けた教員は、特定の教員によって対応するのではなく、速やかに校長及び生徒指導部長に報告する。
- ・生徒指導部長、学年部長、担任が当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行

うとともに、校長がいじめ防止対策委員会を招集。

- ・当委員会で情報を共有し、被害生徒の心のケアと学校生活の安全確保を第一とした対策を協議。
- ・加害生徒の指導等について協議、決定するとともに、加害生徒の保護者に連絡。
- ・被害生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに関係機関等との連携を図る。
- ・これらの事件と対応については全教員に報告し、共通の理解を図る。

### (3) ネット上のいじめの対応

原則(2)の対応を基本としつつ、ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。

## 6. 重大事態への対処

- (1) いじめ、またはいじめの可能性のある行為によって重大事態が発生した場合、直ちに京都府文化スポーツ部文教課に報告する。
- (2) 校長は速やかに「いじめ防止対策委員会」を開き、事実の確認・経緯・背景・本校教員の当該事案への関わり方等の調査を行う。
- (3) 調査結果については、被害生徒とその保護者に適宜、適切に報告・説明を行う。
- (4) 調査結果を京都府文化スポーツ部文教課に提出する。
- (5) 調査結果を踏まえ「いじめ防止対策委員会」は再発防止策を策定する。

## 7. 関係機関との連携

- (1) 保護者会との連携
- (2) 警察署、児童相談所等との適切な連携を図る。

## 附則

本方針は「京都成章高等学校いじめ防止対策委員会」が必要と判断した場合に、改定していくものとする。